

## 調査の概要

### 1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「インターネット」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものである。

この調査は、昭和 51 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施され、今回の調査は 6 回目にあたる。

### 2 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（第 114 号）で、「社会生活基本調査規則」（昭和 56 年総理府令第 38 号）に基づいて実施された。

### 3 調査の範囲

#### （1）調査の地域

平成 7 年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約 6,400 調査区において調査が行なわれ、福岡県は 173 調査区が対象となった。

#### （2）調査の対象

指定調査区の中から選定した約 7 万 7 千世帯に居住する 10 歳以上の世帯員約 21 万人が、本県では、約 2 千世帯、約 5 千人が調査された。

ただし、次の者は調査の対象から除かれた。

ア 外国の外交団、領事団及び軍隊の構成員（家族、随員及び随員の家族を含む）

イ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

ウ 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導員の在院者

エ 社会福祉施設の入所者

オ 病院、診療所等の入院患者

カ 水上に居住を有する者

### 4 調査の期日

調査は、平成 13 年 10 月 1 日現在で行われた。

ただし、生活時間については、10 月 13 日から 10 月 21 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定された連続する 2 日間について調査された。

## 5 調査の事項

### (1) すべての世帯員に関する事項

- ア 出生の年月又は年齢
- イ 世帯主との続柄
- ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

### (2) 10歳以上の世帯員に関する事項

- ア 氏名及び男女の別
- イ 配偶者の有無
- ウ 教育
- エ ふだんの介護の状況
- オ 携帯電話やパソコンなどの使用の状況
- カ インターネットの利用の状況
- キ 学習・研究活動の状況
- ク スポーツ活動の状況
- ケ 趣味・娯楽活動の状況
- コ ボランティア活動の状況
- サ 旅行・行楽の状況
- シ 1日の生活時間配分の状況及び天候

### (3) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア ふだんの就業状態
- イ 従業上の地位及び雇用形態
- ウ 仕事の種類
- エ 勤め先・業種などの企業全体の従業者数
- オ ふだんの1週間の就業時間
- カ ふだんの片道の通勤時間
- キ 週休制度

### (4) 60歳以上の世帯員に関する事項

子どもの住んでいる場所

### (5) 世帯に関する事項

- ア 住居の種類
- イ 居住室数
- ウ 自家用車の有無
- エ 世帯の年間収入
- オ 介護支援の利用の状況
- カ 不在者の有無